**千曲市協働事業提案制度　Ｑ＆Ａ集**

**１．制度全般に関する事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ | 1-① | 「協働事業提案制度」について詳しく知りたいのですが？ |
| Ａ |  | 千曲市企画政策部市民協働課協働推進係にお問い合わせください。ＴＥＬ　026-273-1111（内線5312・5314）メール　s-kyoudou@city.chikuma.lg.jp |
| Ｑ | 1-② | 「市民テーマ型」と「行政テーマ型」の違いは何ですか？ |
| Ａ |  | 　「市民テーマ型」は、市民の皆さんが、市民の視点から公共的課題（テーマ）を設定し、自分達の得意とする分野において柔軟な発想、先駆的、課題の解決を図る協働事業を提案して頂くものです。一方、「行政テーマ型」は、行政（市）側が協働事業として取り組んで欲しい地域課題（テーマ）を予め設定し、課題解決に向けて意欲ある市民活動団体・民間事業者に具体的な事業の提案を募集するものです。 |
| Ｑ | 1-③ | 「協働事業提案制度」を利用しなければ何も提案できないのですか？ |
| Ａ |  | そのようなことはありません。もし、担当課がわかるようでしたら、思い切って、「こんなこと考えているんだけど…。」と相談してみてください。すぐに実現は難しいかもしれませんが、対話を続けていくことで、何か良いアイディアにつながるかもしれません。提案の概要をまとめたうえで市民協働課協働推進係までお持ちください。場合によっては、担当課への橋渡し（紹介）をさせていただきます。 |
| Ｑ | 1-④ | 提案者には、どのようなメリットがあるのですか？ |
| Ａ |  | 提案が採択された場合、日頃考えている課題や実施したいと考えている事業を実現できるチャンスが生じることが大きなメリットになると言えます。　また提案は、様々な機会を通じて公開されるとともに、関係者による協議が進められます。そのため、提案に込めた思いや日頃の活動内容などを広くアピールできる効果もあると言えます。 |
| Ｑ | 1-⑤ | 提案すれば全て実現できるのですか？ |
| Ａ |  | 提案された事業が無条件で全て実施されるとは限りません。審査を行った結果、不採択とさせていただいた場合の内容での実施はできません。　また、提案が採択された場合でも、最終審査後における審査委員会や行政（担当事業課等）との調整によって、それらの意見が反映される場合があります。そして予算化が図られたものを事業としてスタートします。 |
| Ｑ | 1-⑥ | 時間がかかって面倒ではないですか？ |
| Ａ |  | 　この制度は、一定の時間と手続きを必要とします。しかし、こうしたプロセスを通じて「協働の芽」を育てることが、事業の質を高め、市民の満足度を向上させることにもつながると言えます。さらには“協働”意識の醸成などにもつながります。 |
| Ｑ | 1-⑦ | 提案書類に記入する内容や量を簡素化できないですか？ |
| Ａ |  | 　提案書類は、事業内容等の円滑な事前協議や適性な審査に必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。　なお、書類の書き方等についてアドバイス等が必要な場合、事前に連絡いただいたうえで、市民協働課協働推進係までお越しください。 |
| Ｑ | 1-⑧ | 事前相談はなぜ必要ですか？ |
| Ａ |  | 　例えば、提案を予定する事業が、行政で行う事業と重複する部分が多い場合などは、調整した方が良いと思われますし、相談により行政課題の確認や提案団体の目的等を共有するきっかけとするために行うものです。 |
| Ｑ | 1-⑨ | 事業費がかからないような提案を行っても良いのですか？ |
| Ａ |  | 　事業費が少額のものや、行政の経費負担が必要のない提案も結構です。経費以外の役割分担もいろいろご提案ください。 |
| Ｑ | 1-⑩ | 行政の役割としてどのようなことが想定できますか？ |
| Ａ |  | 　行政の役割は、事業化に向けて提案団体と事業担当課で協議をしていく中で具体的に調整することとなりますが、経費の負担だけでなく、資材や労力の提供、公共施設の会場確保、広報媒体による周知、情報提供、関係機関等との連絡調整など多様な役割が想定できますが、制度的に制約がある場合もあります。 |

**２．提案者の要件に関する事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ | 2-① | なぜ、団体でないと応募することができないのですか？ |
| Ａ |  | 　基本的に、活動そのものに公益性を持たせるためには、より多くの仲間や多様な主体との関わり合いが重要です。個人でも事業を実施することは可能ですが、この制度では、その基礎となる「団体」としての要素を前提とすることで、より事業効果を求めるものです。 |
| Ｑ | 2-② | 複数団体での共同提案はできるのでしょうか？ |
| Ａ |  | 　複数団体での共同提案も可能ですが、その場合は代表となる団体に提案していただきます。（連名での提案はできません） |
| Ｑ | 2-③ | １つの団体で複数の提案はできないのですか？ |
| Ａ |  | 　役割分担と責任の所在を明確化するため、また採用された場合の実効性を考慮し、原則として「1団体1提案」とさせていただきます。 |

**３．事業の要件に関する事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ | 3-① | どのようなことが提案できるのですか？ |
| Ａ |  | 「市内で起こっている様々な分野にわたる公共的課題を解決したい」といったような皆さんの思いを共有し、行政との協働で取り組む方法を探るための制度ですので、提案の分野については特に制限はありません。ただし、「行政テーマ型」については、募集するためのテーマを事前に決めさせていただきます。また、新たな事業の提案ばかりでなく、既に行っている事業に関連する提案でも、質の向上などにつながる提案であれば可能です。なお、提案団体と行政がそれぞれ役割分担を明らかにして行う事業ですので、行政への一方的な要望や行政からの一方的な活動支援といったものは、この制度に馴染まないものです。 |
| Ｑ | 3-② | 公益的事業とはどのようなものですか？ |
| Ａ |  | 　社会一般の利益（いわゆる「公益」）に資する事業を非営利目的で行うものです。よって、その事業効果は、広く市民に波及することになります。 |
| Ｑ | 3-③ | 協働による相乗効果とはどのようなことですか？ |
| Ａ |  | 　提案団体と行政がお互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、それぞれ単独で事業を行うよりも質の高い、きめ細かなサービスを提供することが可能となることです。　また、協働することで、提案団体にとっては、使命のより具体的な実現、社会的信用の向上、活動基盤の強化等に、市民にとっては、決め細かなサービスの享受、市民参加の促進に、行政にとっては、多様な市民ニーズへの対応、効率的な施策の展開、行財政システムのスリム化へとつながるなど、それぞれにおいて大きな成果を得ることができます。 |
| Ｑ | 3-④ | イベントやお祭りのような短期間の事業提案は可能ですか？ |
| Ａ |  | 　短期間のイベントでも、事業企画等の準備段階から事業終了後の波及効果まで、取り組みをきっかけに市民（公益）活動が広がるといった継続性や将来性があれば、より望ましい提案だと考えられます。 |
| Ｑ | 3-⑤ | 新たに計画した事業でなければ提案することはできませんか？ |
| Ａ |  | 　団体等がこれまで実施してきた実績がある事業（現在実施している事業も含む）を「提案事業」として提案することは可能です。ただし、提案事業として協働で実施することにより、内容や規模などの点で新たな事業展開が可能となり、効果がさらに高まることが期待できる事業が対象となります。行政が既に実施している事業に対する提案についても同様です。 |
| Ｑ | 3-⑥ | 事業は4月から始まりますが、準備経費として3月に支出された事業費の扱いはどうなりますか？ |
| Ａ |  | 　支出経費は、事業期間内に実施・支払いされたものに限ります。事業期間外に生じる経費については、対象になりません。 |

**４．その他の事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ | 4-① | 団体の事務所等を維持管理するための経費や経常的な活動に要する経費を対象外としているのはなぜですか？ |
| Ａ |  | 　対象外としているのは、あくまで協働事業とは関係のない経費になります（協働事業をしなくても発生する事務所の運営費や経常的な活動費等）。　協働事業を実施する場合に、その事業に従事するメンバーの人件費、事業に係わる消耗品等の事務費、その他実施するために必要な経費を対象としています。 |
| Ｑ | 4-② | 事業収入を見込む場合の取り扱いはどのようにしたら良いでしょうか？ |
| Ａ |  | 事業実施による収入（参加料の徴収、印刷物の販売等）の見込みがある場合は、あらかじめ、その金額を「収支予算計画書（様式第3号）」に計上し、事業担当課との協議の中で、その取り扱いなどについて定めておきます。 |
| Ｑ | 4-③ | 当初想定していなかった収入が発生する見込みが生じた場合は、どうしたら良いでしょうか？ |
| Ａ |  | 事前に事業担当課と協議のうえ、必要な措置を講じることとなります。 |
| Ｑ | 4-④ | 人件費の積算は、どのように考えたら良いですか？ |
| Ａ |  | 　人件費については、提案事業を実施するために必要な範囲とし、時間単価等の積算根拠を示していただきます。千曲市の規程による額などを参考にしながら、整合させていただく場合もあります。　なお、専門性が高い場合など、個々のケースにより積算根拠が異なることも想定されますが、「社会通念上適正な金額であるか」「事業全体における他費目とのバランス」などを考慮し、事業担当課との協議・調整、審査・選考を経て決定します。（法人の場合で支給規程などがある場合は、添付していただく場合もあります） |